

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成 13 年告示 61 号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|-------------------------------------|
| (1) 種 別 | 電気工事 |
| (2) 件 名 | 千間台第一ポンプ場遠方監視制御装置更新工事 6－5 |
| (3) 場 所 | 越谷市千間台西四丁目地内 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和 6 年 9 月 2 日から令和 7 年 3 月 14 日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 11,440,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 三菱電機プラントエンジニアリング株式会社
東日本本部北関東営業所 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市大宮区仲町 2－28－3 |
| (8) 概 要 | 放流水水位局ユニット更新 1 台 |

- | | |
|---------|--|
| (9) 理 由 | 特命随意契約該当理由
更新対象となる遠方監視制御装置が監視しているポンプ場等は、昼夜問わず稼働しており、市民生活に係る重要な施設である。
本工事では、遠方監視制御装置の機能を維持したまま一部装置の更新を行うことから、製造業者以外では装置を更新することができない。そのため、当該施設の機能維持に関する責任の所在の明確化を図るため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、製造業者である三菱電機プラントエンジニアリング株式会社東日本本部北関東営業所と特命随意契約を締結するものである。 |
|---------|--|

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 種 別 | 機械器具設置工事 |
| (2) 件 名 | 東越谷第一ポンプ場汚水ポンプ修繕 |
| (3) 場 所 | 越谷市東越谷二丁目13番地2 |
| (4) 履 行 期 限 | 令和6年9月6日から令和7年1月31日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 3,410,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | クボタ環境エンジニアリング株式会社 |
| (7) 受注者住所 | 東京都中央区京橋2-1-3 |
| (8) 概 要 | 汚水ポンプ修繕 2基
・動力・制御ケーブル交換 各15m（1基あたり）
・潤滑油交換 20L
・付属材料交換 一式 |
| (9) 理 由 | 【特命随意契約理由】
本修繕は、汚水ポンプ2基の故障のため修繕をするものであり、製造メーカー以外の者に施工させた場合、今後の運転に支障をきたすおそれがあることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、製造メーカー系列会社であるクボタ環境エンジニアリング株式会社と特命随意契約するものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種別

建設コンサルタント（登録有）
- (2) 件名

消防指令システム整備工事実施設計照査業務委託
- (3) 場所

越谷市大字大泊309番1外
- (4) 履行期間

令和6年9月27日から令和7年3月31日まで
- (5) 契約金額

11,000,000 円(税込み)
- (6) 受注者

株式会社イ・エス・エス
- (7) 受注者住所

東京都文京区小石川1-1-17
- (8) 概要

【業務委託の概要】

（仮称）共同消防指令センターに設置する高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線システムの実施設計と整備を行う「消防指令システム整備工事」を実施するにあたり、指令システムメーカーが行う実施設計業務に係る照査業務。

【委託の理由】

本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため。
- (9) 理由

【特命随意契約理由】

本業務は、「消防指令システム整備工事」の実施設計照査を委託するものであり、施工方法や工程管理等について専門的知識及び高度な技術等が求められる。

（仮称）共同消防指令センターは、6市1町（越谷市、三郷市、吉川市、松伏町、春日部市、草加市、八潮市）共同で消防指令業務を管理、執行する施設であり、整備する消防指令システムには各消防本部（局）からの要望を組み入れた基本設計を行ったことから、設計内容を熟知しており、基本設計との相違、システムにおける問題点等に迅速かつ正確に対応可能な業者と契約する必要がある。

これらのことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、上記の条件に該当し基本設計業務を行った「株式会社イ・エス・エス」と特命随意契約を行う。